

令和7年度第1回財政援助団体等監査

監査の種類	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：① 田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ ② 武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ ③ 熊川児童館及び熊川学童クラブ 指定管理者：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 所管部課：子ども家庭部 子ども政策課
監査の範囲	令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に執行された学童クラブ事業指定管理委託、児童館等施設指定管理委託に関する事業について
監査の期間	令和7年12月1日から令和8年2月20日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 堀 雄一郎

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>（1）第三者委託の作業実施報告書の管理について</p> <p>基本協定書第19条第1項において、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができることとされ、所管課と指定管理者の双方協議により適正な手続きの下で第三者委託が行われていた。</p> <p>しかしながら、熊川児童館の清掃業務委託（定期清掃）、武蔵野台児童館の電気保安業務委託及びエレベーター保守委託において、第三者委託業者からの作業実施報告書（以下、報告書）を一部確認することができなかった。</p> <p>報告書は、第三者委託業者との契約上における契約事項が適正に履行されているかを確認することや、施設維持管理状態等の適否を判断する上で必要とされる報告書であることから、今後は適正な管理を徹底されたい。</p> <p>また、警備業務委託において、警備業務上の適正な施錠管理等についての報告書を確認することができなかった。業務委託契約書を確認したところ、第9条「第三者委託業者は警報機器を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を指定管理者に報告するものとする」との警報機器に関する内容</p>	<p><b>【指定管理者】</b></p> <p>熊川児童館の清掃業務委託（定期清掃）、武蔵野台児童館の電気保安業務委託及びエレベーター保守委託における第三者委託業者（以下、委託業者）から提出される作業実施報告書（以下、報告書）について、確認が不十分であったことを重く受け止めている。</p> <p>このため、今後は報告書の提出状況について毎月確実に確認を行うこととし、未提出が判明した場合には、速やかに委託業者へ連絡を行い、提出を求める体制を徹底する。</p> <p>また、警備委託業務における施錠管理等の適正な業務実施に関する報告書についても、改めて委託業者と協議を行い、月次点検の実施及び報告書の提出を仕様書に明記する方向で検討を進める。</p> <p>今後においては、委託業務全般に係る報告書の確認体制を強化し、業務の適正な履行状況の把握及び管理の徹底を図ることで、再発防止に努めていく。</p>

<p>の記載はあるものの、警備業務上の適正な施錠管理等の内容についての記載を確認することはできなかった。今後は、報告書の提出について、仕様書に明記されることを検討されたい。</p>	
<p><b>【指定管理者】</b>  (2) 事故等の再発防止について  指定管理者から提出のあった児童福祉施設令和6年度分年報を確認したところ職員による管理施設の鍵の紛失や、アレルギー食の誤食等が発生している。  事故等の発生状況を確認したところ、人為的に起因するものが多くを占めており、事前に防止することが可能であったものと推測できる。事故等の発生後、指定管理者では、事業所全体で共有を行うとともに、事業所内で危機管理プロジェクトを立ち上げ、ケースの検討、精査を行い、職員間の意識統一を図り、事業所全体で協議を行い、研修の実施、システムの構築・ツールを導入するなど再発防止に向けた対応を取られたとのことだが、事業所内において人為的な事故等が発生しない仕組みづくりと利用者が安全・安心して利用できる施設の運営管理を徹底されたい。</p>	<p><b>【指定管理者】</b>  令和6年度においては、人為的要因に起因する事故が多数発生したことについて、当事業所として重く受け止めている。これを踏まえ、事業所全体において事案の共有及び原因分析を行い、再発防止に向けた協議を実施してきた。  改善措置として、職員に対する再発防止研修の実施、業務手順の見直し、チェック体制の構築及びツールの導入などを行い、事故防止体制の強化を図った。また、ヒューマンエラーの発生を未然に防ぐ観点から、確認手順の徹底及び業務フローの標準化を進めている。  今後においては、同様の事故を発生させることのないよう、職員への継続的な指導及び教育を実施するとともに、物理的対策の導入についても検討を進める。また、再発防止に資する体制及び仕組みの更なる整備を図り、利用者の安心・安全の確保を最優先とした適正な事業運営の徹底に努めていく。</p>

**【意見・要望等】**

意見・要望等	改善等措置
<p><b>【所管課】</b>  (3) 事故等の再発防止について  指定管理者の監査を実施したところ、令和6年度複数回の事故等が発生していることを確認した。所管課は指定管理者から事故報告等を受け、発生原因の分析や再発防止に向けた適切な指導をされていたが、事案が発生した際に他の学童クラブやふっさっ子の広場への情報共有をされていないとのことだった。このため、所管課は、指定管理者等を指導する立場にあることから、同様の事案が発生することのないよう情報共有を図り再発防止に努めるとともに、事故</p>	<p><b>【所管課】</b>  今後、学童クラブやふっさっ子の広場（以下「学童クラブ等」という。）で事故等が発生した際には、速やかに全ての学童クラブ等に事故等の発生状況及び対応等の情報共有を図るとともに、事故等が発生しない仕組みづくりの指導を徹底し、全ての学童クラブ等で同様の事故等の再発防止に取り組む。</p>

等が発生しない仕組みづくりの指導を徹底されるよう要望する。	
-------------------------------	--